JIS

環境配慮型化学繊維－
第２部：バイオベース化学繊維－
バイオベース度及び表示

JIS L 2901-2：2026

令和 8 年 11 月 20 日　制定

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
（委員会長）	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
（委員）	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会
	小 島 志 津	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	坂 田 祥 治	公益社団法人消費者関連専門家会議
	高 谷 幸 恵	株式会社生活品質科学研究所
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	松 梨 久仁子	日本女子大学
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：令和 8.11.20
官 報 掲 載 日：令和 8.11.20
原案作成協力者：日本化学繊維協会
（〒103-0023　東京都中央区日本橋本町 3-1-11　繊維会館　TEL 03-3241-2311）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）
審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員会長　大瀧　雅寛）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1　E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
1　適用範囲 1
2　引用規格 1
3　用語及び定義 1
4　バイオベース化学繊維のバイオベース度及び種類 3
4.1　バイオベース化学繊維のバイオベース度 3
4.2　バイオベース化学繊維の種類及び名称 3
5　バイオベース度の検証手順及び算出方法 3
5.1　バイオベース度の分析 3
5.2　供給者宣言書の発行 4
6　表示 4
6.1　表示事項 4
6.2　表示方法 5
附属書 A（規定）バイオベース炭素含有率の測定 6
附属書 B（規定）試料中の炭素を ^{14}C 測定に適した試料に変換する手順 15
附属書 C（規定）C 法－加速器質量分析法（AMS）による ^{14}C 測定 21
附属書 D（規定）バイオベース合成ポリマー含有率の決定 24
附属書 E（参考）バイオベース合成ポリマー含有率の算出例 27
附属書 F（参考）バイオベース炭素含有率を用いたバイオベース合成ポリマー含有率の算出例 29
附属書 G（規定）バイオベース質量含有率の測定 31
附属書 H（参考）バイオベース炭素含有率及びバイオベース質量含有率の算出例 41
附属書 I（参考）バイオベース炭素含有率及びバイオベース合成ポリマー含有率の換算
並びに各単位のバイオベース材料の添加率の算出例 42
参考文献 46
解　説 47

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法に基づき，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
L 2901-2：2026

環境配慮型化学繊維－
第 2 部：バイオベース化学繊維－
バイオベース度及び表示

Textile—Environmentally conscious chemical fibre—
Part 2: Biobased content and labeling of biobased chemical fibre

1　適用範囲

この規格は，原材料の一部又は全部に，リサイクル材料又はバイオベース材料を用いるなどの環境配慮設計によって製造された化学繊維 [1)]のうち，バイオベース化学繊維のバイオベース度及びその検証方法並びに表示について規定する。

注 [1)]　環境配慮設計によって製造された化学繊維を“環境配慮型化学繊維”という。

2　引用規格

次に掲げる引用規格は，この規格に引用されることによって，その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0204-2　繊維用語（原料部門）－第 2 部：化学繊維

JIS L 1030-2（規格群）　繊維製品の混用率試験方法－第 2 部：繊維混用率

JIS Q 14021　環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示）

JIS Z 8401　数値の丸め方

ISO 16620-2，Plastics－Biobased content－Part 2: Determination of biobased carbon content

3　用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は，次によるほか，**JIS L 0204-2** 及び **JIS Q 14021** による。

3.1
環境配慮設計（ecodesign）
製品のライフサイクルを通じて環境への負荷を低減することを目的に，環境側面を考慮した製品開発及び製品設計

注釈 1　エコデザインとも呼ばれる。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。